

対法務当局

人事課作成

11月10日(木) 参・法務委 加田 裕之 議員(自民)

3問 給与では一般政府職員に準じているにもかかわらず、裁判官・検察官に超過勤務手当が支給されない理由はなぜか、法務当局に問う。

[裁判官に超過勤務手当が支給されない理由]

- 裁判官については、事件の適正、迅速な処理のために、夜間など一般職の職員の勤務時間外においてもこれに対処することが要求される場合も少なくなく、一般職の職員と同様の勤務時間を観念することが困難であることから、時間外手当的な要素も考慮した上で、その職務と責任の特殊性を踏まえた報酬が設定されている。
- そこで、裁判官には超過勤務手当は支給されないこととされている。

[検察官に超過勤務手当が支給されない理由]

- 検察官については、事件の適正、迅速な処理等のために、夜間などの勤務時間外においても対処することが要求されており、時間外に勤務した時間等を計測して給与上の措置を講ずるにはじみ難い面もあることから、そのような検察官の特殊性を踏まえ、検察官の俸給等に関する法律第1条ただし書において、全ての検察官につき、超過勤務手当は支給しない旨規定されている。

○ なお、検察官の俸給については、検察官が司法権の発動を促し、その適正円滑な運営を図る上で極めて重大な職責を有する準司法官的な性格を有するものであることなどから、裁判官に準じた俸給水準となっている。

(参考1)

- 1 裁判官は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第3項第13号により特別職の職員とされており、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）の適用がない。他方、検察官は、一般職の職員であることから同法の適用を受ける。
- 2 一般の政府職員においても、管理・監督の地位にある一定範囲の職員（指定職俸給表適用職員等）については、超過勤務手当及び休日給の適用が除外されている。

(参考2) 平成29年12月5日参・法務委（元榮委員に対する答弁）

○ 政府参考人（林眞琴君）

検察官につきましては、まず超過勤務手当を支給しないこととされておりますので、勤務時間を超過して勤務した時間などを制度的に把握するということはこれまでしておりません。

また、検察官の職務、勤務時間外において対応せざるを得ないものがある一方で、勤務時間外の執務といいましても、その負担、軽重、様々でございまして、時間の長短だけで一概に測ることは困難だと、こういったことも制度的にその勤務時間の把握というものをしてこなかった、それが一つの理由でございます。

他方で、検察庁におきましては、事件を決裁官がどの検察官に割り当てるか、これ配填といいますけれども、そういう配填をしなくちゃいけないわけでございますので、決裁官は常に自分のその配填する相手の検察官がどの程度の事件を持って、どのような勤務状況にいるかということは、絶えずこれは把握した上で配填しているわけでございます。そういうことから、これまで検察庁においては決裁官においてその勤務状況を具体的に把握していくと、こういった形で配慮を行ってきたところでございます。

もとより、検察官の業務負担について御心配いただいたり御提言いただいていること、大変有り難いところでございまして、今後とも検察官の勤務状況を実効的にどのような形で把握できるか、していくべきかということについては、それについては更に検討していきたいと思っております。

(参照条文)

- 裁判官報酬法（昭和23年法律第75号）  
第九条 (略) ただし、報酬の特別調整額、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当は、これを支給しない。
- 検察官俸給法（昭和23年法律第76号）  
第一条 (略) ただし、俸給の特別調整額、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当は、これを支給しない。

【責任者：大臣官房人事課 佐藤課長 内線■ 携帯■】